

Smart Life Point 2016年度 ポイント付与のご案内

平素は、大日本住友製薬健康保険組合の事業にご協力を賜り、御礼申し上げます。
 2017年8月22日に昨年度活動した結果に対して、Smart Life Pointを付与致しましたので、下記方法でポイントの確認をおこなってください。※昨年度活動とは、2016年4月～2017年3月までの活動となります。

獲得したポイントは、下記手順にてKENPOSからご確認ください。



KENPOSへのアクセスはこちらから ⇒ <https://www.kenpos.jp/>

※初回登録がお済みでない場合は、初回登録を行ってください。



スマートフォンQRコード

①KENPOSTトップページの”Smart Life Point”をクリック



②ポイント通帳からポイント残高や明細を確認 ※PC画面例



Smart Life Pointとは

『基本ポイント』と『インセンティブポイント』で構成され、毎年最大8,000ポイントを貯める事ができます

- ・次頁に設定された対象項目より獲得できます。※減算される項目もあり。
 最終の獲得ポイントがマイナスになる場合、獲得ポイントがゼロとなるよう「減算ポイント調整」を付与しています。
- ・付与されたポイントは、定められたポイント交換期間に家庭用常備薬等と交換することができます。
- ・付与されたポイントは次年度への繰越ができません。※利用できる期間は1年に1回、ポイント交換期間のみです。
- ・1ポイント=1円

! **ポイント付与対象者** 大日本住友製薬健康保険組合に加入する被保険者及び被扶養者

※ポイント獲得の為の活動期間(2016年4月1日～2017年3月31日)を通じて加入している方。
 (2016年4月入社の新入社員は対象、2016年5月以降の新入社員は対象外とする)
 ※被扶養者の獲得したポイントは被保険者に集約され付与されます。

! **ポイント交換期間** 2017年 9月中旬～10月中旬頃

※ポイント交換期間の2017年10月1日に当健保に加入していない場合、
 ポイントを獲得していても利用する事はできません。
 ※ポイント交換期間は健保のホームページ等で追ってご案内致します。



お問い合わせ先 (株)イーウェルKENPOS事務局 TEL: 0570-057072

【受付時間】 9:30～17:30 【休業日】 土日・祝日・年末年始

※お問合せフォームからも、お問合せいただけます。 <https://www.kenpos.jp/inquiry>

大日本住友製薬健康保険組合

ポイントを獲得する為のメニュー(一部、ポイントが減算される項目もあり)

※ 年齢算出基準日は、ポイント獲得活動期間の年度末(3月31日)

※ 4月1日～翌年3月31日を通じて当健保に加入している方が対象です

獲得項目		獲得ポイント	対象者	ポイント付与月	
基本	ポイント付与対象の被保険者に毎年付与	1000	・被保険者全員	7月	
加算 イン セン ティ ブ	成果型 【健康診断の受診及び受診結果に基づくポイントを付与】				
	①	1年間(4月1日～翌年3月31日)健康保険証を使用しなかった	1000	・1世帯毎	翌年度8月
	②	健診結果(※1)に、全く異常が見つからなかった (生活習慣病に対応する健診項目) <異常の内容…下記のうち1つでも該当した場合、異常と判断> ・収縮期血圧…130mmHg以上 ・拡張期血圧…85mmHg以上 ・空腹時血糖…100mg/dl以上 ・HbA1c…5.6%(NGSP値)以上 ・中性脂肪…150mg/dl以上 ・HDL…40mg/dl未満	2000	・被保険者全員	2月
			1000	・30歳以上の被扶養者	翌年度8月
	③	被扶養者(30歳以上)が特定健診(※2)を受診した または パート先等で受診した健康診断データを健保に提出した …必須条件:厚生労働省が定める特定健診項目を満たす健診を受診していること	2000	・30歳以上の被扶養者	翌年度8月
	④	健診結果(※1)で特定保健指導対象者から脱却した …厚生労働省が定める特定保健指導の実施に関する基準とする	1000	・30歳以上の加入者(※3)	翌年度8月
	⑤	健診結果(※1)で計測の腹囲:男性85・女性90cm未満(40歳未満)	500	・40歳未満の被保険者	2月
				・30～39歳の被扶養者	翌年度8月
	⑥	健診結果(※1)で計測の腹囲:男性85・女性90cm未満(40歳以上)	1000	・40歳以上の被保険者	2月
				・40歳以上の被扶養者	翌年度8月
	⑦	健診結果(※1)で計測の腹囲:男性85・女性90cm以上だが、 前年度より3cm以上減少した	1000	・被保険者全員	2月
				・30歳以上の被扶養者	翌年度8月
活動型【生活習慣の改善に基づくポイントを付与】					
⑧	ウォーキングキャンペーン期間中(1ヶ月間)における1日の歩数が、下記基準を20日以上超えた…男性:1日9000歩以上、女性:1日8500歩以上 (歩数はKENPOSに入力された数値でカウント) ※ウォーキングキャンペーン開催予定時期:5月・10月 注意事項:5月に上記を達成しポイントを獲得した場合、10月に達成してもポイント獲得対象外となります。	1000	・被保険者全員	7月・2月	
			・30歳以上の被扶養者		
⑨	体重測定キャンペーン期間中(1ヶ月間)における体重測定日が20日以上超えた (体重記録はKENPOSに入力された日数でカウント) ※体重測定キャンペーン開催予定時期:6月	500	・被保険者全員	2月	
			・30歳以上の被扶養者		
減算 イン セン ティ ブ	成果型 【健康診断の受診及び受診結果に基づくポイントを減算】				
	⑩	健診結果で受診勧奨値となり、健保から受診勧奨の手紙を受け取ったにもかかわらず翌年3月31日までに受診しなかった	-1000	・被保険者全員	翌年度8月
	⑪	健診結果(※1)で2年連続して保健指導対象となった …厚生労働省が定める特定保健指導の実施に関する基準とする	-500	・特定保健指導対象者	
⑫	たばこを吸っている…健診時(※1)の問診結果で判断	-1000	・被保険者全員 ・20歳以上の被扶養者		

(※1) 対象健診・被保険者(社員)の方:定期健診

・被扶養者、任意継続の方:健保で実施する「一般A1コースもしくは人間ドック」及びパート先等で受診した健診

(※2) 対象健診:健保で実施する「一般A1コースもしくは人間ドック」

(※3) 「ポイント獲得の為の活動年度」の前年度に特定保健指導対象者であった方。

